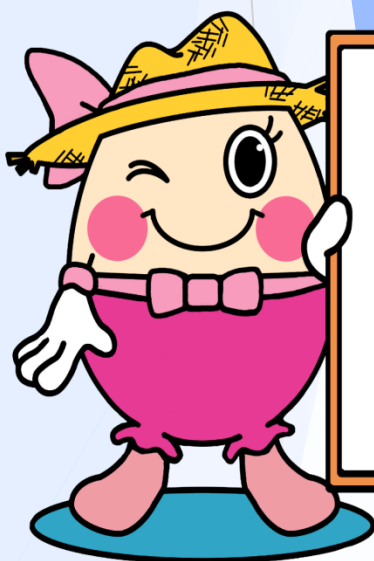


令和4年度 定住賃貸住宅新築支援金 パンフレット

受付：令和4年4月1日（金）～
令和5年1月31日（火）

☆予算に達し次第、受付を終了する場合があります。



受付・お問い合わせ
遊佐町役場
地域生活課 管理係
0234-72-5883(直通)



～定住住宅新築支援金の概要～

支援金の対象者

- ◇交付申請書提出段階において工事に着手していないこと。
- ◇町内の定住を促進する為、賃貸住宅（アパート、マンション、戸建て賃貸住宅等）を新築しようとする、所有者となる法人又は個人の方。
- ◇同種類別の補助制度等を利用しないこと。
- ◇申請者及び同一世帯の人全員に税等の滞納がない方。
- ◇暴力団員でない方。

支援金の対象となる賃貸住宅

- ◇町内に新築する、賃借の契約に基づき他人に貸し出すことを目的とした、アパート・マンション・貸家を対象とします。
- ◇各戸に玄関、トイレ、浴室、台所が設置されていること。
- ◇所有者自ら又は親族等に限定して入居させるための住宅、社宅は対象になりません。
※所有者自らが入る管理室等を設置する場合、その部屋のみ支援金対象となりません。

支援金の補助額

集合住宅タイプの場合	◇入居可能戸数	×	120万円/戸
戸建てタイプの場合	◇入居可能棟数	×	170万円/棟

支援金の上限額

1,000万円

※玄関・トイレ・浴室・台所が設置されていない箇所は、入居可能戸数には含めません。

申請者の名義について

- ◇契約を締結した方が複数の場合、その中から代表者1名を選択してください。

支援金の計算方法

◇《集合住宅タイプの場合》 例：入居可能戸数が「6部屋」
 $6戸 \times 1,200,000円 = 7,200,000円$ （補助金額）

◇《戸建てタイプの場合》 例：入居可能棟数が「6棟」
 $6棟 \times 1,700,000円 = 10,200,000円 \Rightarrow 10,000,000円$ （補助上限額）

支援金交付までの流れ

支援金交付までの流れ	必要な書類等	
	役場で準備している書類	各自準備して頂く書類
工事業者に見積もり依頼	工事内容が補助の対象になるか不明なときは、事前にお問い合わせください。	
①支援金交付申請 (申請者⇒役場) ※工事着手前に申請します。	□交付申請書(様式第1号)	□工事見積書の写し □工事請負契約書の写し □位置図・平面図・立面図 □新築しようとする場所の写真(工事着工前写真) □建築確認済証の写し(不要な場合は工事届の写し) ----該当する方のみ必要---- □令和3年1月1日時点において町外者である場合は、世帯全員の納税証明書の写し、法人の場合は法人税の納税証明書の写し
②支援金交付決定の通知 (役場⇒申請者)	①の申請内容を審査し、適合する場合は、交付決定通知書を通知します。(申請日からおおむね1週間～2週間程度)	
○工事着手	②の交付決定通知を受理した後、工事に着手してください。	
③申請内容の変更・中止 (申請者⇒役場)	申請内容に変更または申請を取下げする場合は、承認申請が必要です。 □支援金交付変更(取下げ)承認申請書(様式第3号)	
○工事の完成	工事が完成したら工事代金を工事業者に支払っていただき、速やかに④の工事実績報告書を提出してください。	
④工事実績報告書の提出 (申請者⇒役場)	□実績報告書(様式第5号)	□領収書等の写し □完成した賃貸住宅の写真 □入居者の募集を開始したことが分かる広告等
⑤完成検査 (役場⇒申請者)	実績報告書の審査を行い、後日完成検査を実施します。	
⑥支援金交付額の確定 (役場⇒申請者)	⑤の検査に合格後、支援金の交付額確定通知書を通知いたします。また、⑦にて必要な交付請求書(様式第7号)も同封しております。	
⑦支援金の請求 (申請者⇒役場)	⑥の交付額確定通知書を受理した後、同封されている交付請求書と通帳の写しを提出します。(請求書提出日から概ね一か月後振込み予定)また、請求日の確定後、「補助金等交付指令書」を申請者に通知いたします。 □支援金交付請求書(様式7号) □口座番号・支店・通帳種別がわかる通帳の写し ※支援金は、申請者ご本人へお振込となります。	

よくある質問

- 受付期間について教えてください。
A.受付期間は、令和4年4月1日（金）から、令和5年1月31日（火）までです。
しかし、交付金額が高額なこともあり、予算の確保が困難な場合があります。
建築を予定している際は、事前に受付状況をご確認していただきますよう
よろしくお願いたします。
予算に達し次第、受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。
- 申請するタイミングはいつですか？
A.工事着手前です。
- その他併用できない制度はありますか？
A.併用が認められていない他の制度。
- 昨年度利用して、今年度も利用できますか？
A.利用ができます。
- 申請者は誰になりますか？
A.建築工事の契約者（施主）となります。
- 補助金はいつもらえますか？
A.町の完了検査が終わり、交付額が確定して、請求書を提出してから1ヶ月後ごろになります。
- 補助金はいくらもらえますか？
A.集合住宅の場合、入居可能戸数1戸あたり120万円です。
戸建てタイプの場合は、入居可能棟数1棟あたり170万円です。
- 実績報告の期限日はありますか？
A.令和5年3月31日までとなります。やむをえない理由でこの期限を超えそうなときは、
事前に役場までご相談ください。